

## 指定団体制度に関する緊急決議

北海道は、我が国の生乳の半分以上を生産する酪農の主産地である。生乳の大半を道内各地の乳製品工場に供給しつつ、都府県で牛乳の不足する季節に道外に生乳を送り、全国が生乳需給の全体を調整する役割を担っている。

この度、規制改革会議農業ワーキンググループ（金丸恭文座長）は、指定団体制度について、「既存の団体を通じた共同販売を自らの意思で望む生産者はこれまでどおりの取引を選択し、他のやり方を志向する生産者は、制度面の制約・ハンディキャップなくその道を選ぶことができるよう、制度を改正する」とし、「現行の指定生乳生産者団体制度を廃止する」との意見を公表した。

酪農家が毎日搾る生乳は、日持ちがせず、季節で需給が大きく動くもので、メーカーに販売する酪農家の立場は弱い。団結して乳価交渉に当たる、災害や事故の際にも全体で調整して廃棄なく販売する、酪農家それぞれが飲用乳ばかりに集中するのではなく、需給をみながら保存が利くバターなど乳製品も製造する、といった面でこの制度が果たしている機能は、酪農家が安心して経営する上で不可欠である。

よって、規制改革会議が提起したこの問題については、受け入れられない。昨年、党の生乳流通・取引体制等検討WTでとりまとめが行われ、現在、指定団体等において改革の取組が進められているほか、TPP対策としての補給金制度の見直し検討も進んでいる。関係者の幅広い意見を聴きながら与党と十分調整し、指定団体制度が果たしている機能がしっかり維持され、納得できる対応とすべきである。

以上、決議する。

平成28年4月8日

自民党北海道ブロック両院議員会